

令和8年度 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 正規職員採用試験 受験案内

Your Life ~結ぶ あなたの 楽しい 居場所 福祉~ 鈴鹿市社会福祉協議会
<https://youtu.be/MXdptNUgztE>

1. 採用予定職種、募集人数及び受験資格

区分	職 種	募集人員	受験資格要件
A	主事 (総合職)	若干名	平成3年4月2日以降に生まれた方
B	事務員 (嘱託職員)	若干名	昭和42年4月2日以降に生まれた方 医療・福祉等に関する専門資格を有している方も歓迎いたします 上記の医療・福祉等に関する専門資格を有している方については、 専門職の職種で採用することがあります。

〈受験資格〉

(1)次のいずれかに該当する人は受験できません。

※拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

※日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2. 職務内容

鈴鹿市社会福祉協議会定款に記載する事業に携わる業務及び職務に従事していただきます。

事業内容等は鈴鹿市社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

3. 受験申込手続き等

(1)① 区分Aの主事については、鈴鹿市社会福祉協議会正規職員採用試験受験申込書に記入しご提出ください。

受験申込書(本会所定様式)及び職歴申告書は、本会事務局(鈴鹿市社会福祉センター2階事務所)で交付します。又、当法人のホームページからもダウンロードできます。

② 区分Bの事務員については、市販の履歴書及び職務経歴書をご用意ください。

(2)受付期間、受付時間

令和8年1月29日(木)～令和8年2月10日(火)の、土日祝祭日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとします。

(3)提出書類

【区分A 主事への応募】

① 鈴鹿市社会福祉協議会正規職員採用試験受験申込書

*全て自筆で記入してください。

*本人写真(3ヶ月以内に撮影したもの)を貼り付けてください。

*裏面に提出日と氏名を必ず記入してください。

*内容確認し、申込書に記入漏れ等の不備がある時は、受験をお断りする場合があります。

【区分B 事務員への応募】

① 市販の履歴書及び職務経歴書

【区分A 区分B 共通】

② 資格証の写し

③ 職歴申告書(学生アルバイト以外の職務経験がある方のみ)

④ 健康診断書(提出日前3ヶ月以内に受診したものに限る)

⑤ 学業成績証明書又は卒業(見込)証明書

※④⑤について、応募期間に準備が間に合わない場合はその旨をお申し出ください。

(4)提出方法

① 窓口への直接提出による場合

上記提出書類を次の提出先までお持ちください。

【提出先】 鈴鹿市神戸地子町 383-1 鈴鹿市社会福祉センター
鈴鹿市社会福祉協議会 企画総務課

②郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「職員採用試験受験申込書在中」と朱書きの上、
次の送付先まで送付してください。

【送付先】 〒513-0801

鈴鹿市神戸地子町 383-1 鈴鹿市社会福祉センター内
鈴鹿市社会福祉協議会 企画総務課

(5)その他

① 書類を提出したにもかかわらず、2月13日(金)午前中までに本会から受験に関する連絡
がない場合は、鈴鹿市社会福祉協議会 企画総務課(電話番号 059-382-5971)へお
問合せください。

② 受付終了後の提出書類は、一切返却できません。

4. 採用試験

(1)試験科目 【区分 A】一般教養試験(高校卒業程度)、適性検査、小論文、面接試験

※応募者多数の場合は書類選考を行います。

【区分 B】小論文、面接試験

(2)試験日 令和8年2月15日(日)8時40分受付、9時試験開始

(3)試験会場 鈴鹿市社会福祉センター(鈴鹿市神戸地子町 383-1)

【電車】近畿日本鉄道鈴鹿線 鈴鹿市駅 又は三日市駅下車、徒歩 20 分

【バス】三重交通 鈴鹿市文化会館 又は 鈴鹿農協本店停留所下車、徒歩 3 分

【車】鈴鹿環状線(中央道路) 商工会議所東 交差点、理容店向かい

(4)試験に際しての注意事項

① 応募後に本会から郵送された受験票をお持ちください。

② 一般教養試験、適性検査、小論文には、HBの鉛筆と消しゴムを必ずお持ちください。

③ 使用できる時計は、時計機能だけのものに限ります。(携帯電話などは使用不可)

④ 試験当日に緊急連絡等がある場合の連絡先

鈴鹿市社会福祉協議会 企画総務課 (電話番号 059-382-5971)

8時30分から9時00分までの時間に連絡してください。

(5)結果発表

受験者全員に対し、合否について書面で通知します。なお、電話等による問い合わせには応じることはできません。ただし、試験終了後、10日間経過しても通知がない場合にかぎり、鈴鹿市社会福祉協議会へ連絡してください。

5. 採用手続き等

(1)採用期日

令和8年4月1日採用予定です。

ただし、この採用は「社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会就業規則」に基づく試用期間が設けられており、採用日から起算して 6 カ月間にその職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この期間において、その職務が良好な成績でないと判断された場合は、正式採用とならない場合があります。

(2)その他

採用日前に本会職員となるのにふさわしくない行為があった場合等は、採用取消となります。

6. 採用後の勤務条件等

【区分 A】

(1)身分は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会正規職員となります。

【区分 B】

(2)身分は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会嘱託職員となり、雇用期間の定めは以下のとおりです。

令和8年4月1日～令和9年3月31日

【区分 A・B 共通】

(3)給与は本会の給与規程の定めるところにより、給料、時間外勤務手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、地域手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(※参考:令和7年度の4年制大学新規卒業者の場合、月額基本給は 225,600 円、嘱託事務員の月額基本給は 201,000 円でした。正規職員の初任給は、経験業務及び年数等に応じて加算し定められます。)

(4)社会保険、厚生年金、雇用保険の加入と、年次有給休暇制度、退職金制度があります。

(5)所定休日は、土日祝日(年末年始を含みます)ですが、障害者生活介護施設への配属の場合、祝日は事前のシフト調整により出勤となることがあります。別途振替休日が付与されますので年間休日は他の部署と変わりありません。

(6)その他の勤務条件等は、本会就業規則によります。

(7)採用後は、下記の部署及び事業所に配属となります。

【区分 A・B 共通】

●法人運営部門

総務、庶務、経理、施設管理等

●地域福祉部門

地域福祉事業、ボランティアセンター事業、地域包括支援センター、日常生活自立支援センター、成年後見サポートセンター、くらしサポートセンター事業等

●福祉サービス部門

訪問介護事業所、居宅介護支援事業所

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所、障害者生活介護施設、相談支援事業所

7. 個人情報の取扱い

本職員採用試験の申込みにあたり提出された書類等は、鈴鹿市社会福祉協議会の採用選考のみに利用し、それ以外の目的では使用しません。

8. その他

この試験の詳細や不明な点については、下記までお問合せください。

〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸地子町 383-1

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 企画総務課

(電話番号) 059-382-5971 (FAX番号) 059-382-7330

*問合せ時間 土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで